

【建築基準法旧法第38条に基づく大臣認定建築物の改修等への支援について】

日本建築センターは、1965年（昭和40年）に創設されて以来、2000年度（平成12年度）までの36年間、建築基準法旧法第38条※1（以下、「旧法第38条」）に基づく大臣認定申請の事前審査機関として、多くの建築物の評価を行ってまいりました。

そして、1998年の法改正により、旧法第38条が廃止され20年余が経過し、旧法第38条に基づく大臣認定により建設された建築物（以下、「旧38条認定建築物」）についても高経年化が進んでいます。

その間、経済社会は大きく変化しており、旧38条認定建築物についても原状回復的な補修に留まらず、機能・性能等の大幅な見直しや改善が課題となってきています。

しかしながら、旧38条認定建築物に関する法令上の位置づけ、改修等※2における法の適用関係やその判断主体について、必ずしも正しく認識されていないことに起因し、改修等の検討が停滞している事態も散見されるようになってきました。

日本建築センターは、上記のような状況の解消に向け、旧38条認定建築物の現行法上の位置づけ、改修等における法の適用関係やその判断主体等を整理し、国土交通省に確認しました。

今後はその整理に基づき、旧法第38条認定建築物の改修等における法手続きや法適合性確保について、積極的にご支援させていただくこととしました。

※1（参考）旧法第38条の条文

この章（＝第2章）の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定は、その予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物については、建設大臣がその建築材料又は構造方法がこれらの規定によるものと同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

※2 改修等：改修等とは、増築、改築、移転、修繕、模様替及び用途変更を含みます。